

専門委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟市スポーツ協会定款第43条第2項の規定に基づき、専門委員会の設置に関する必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類及び所管事項)

第2条 設置する専門委員会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ① 表彰に関すること。
- ② 他の委員会との連絡調整に関すること。
- ③ その他必要な事項

(2) 財務委員会

- ① 収益事業を実施し、事業資金の調達を図ること。
- ② 基本財産の適正な運用と管理に関すること。
- ③ 賛助会員の拡大
- ④ その他財務に関して必要な事項

(3) 普及・広報委員会

- ① 普及・広報活動に関すること。
- ② その他必要な事項

(4) 育成・強化委員会

- ① 選手の育成強化に関すること。
- ② 指導者養成と資質向上に関すること。
- ③ その他競技力向上に関して必要な事項

(委 員)

第3条 各委員会の委員は、理事の中から会長が委嘱する。

2 委員会の委員は、各専門委員会ごとに6名以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、原則として無報酬とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 各委員会には委員長及び副委員長を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が随時招集する。

- 2 委員長は、会議の議長とし、総括する。
- 3 委員会の議事のうち、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の裁決によるところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について各委員に報告しなければならない。

(改 廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人新潟市体育協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成30年7月1日一部改正